



生活困窮者への緊急支援活動助成 応募要項

1. 趣旨

社会情勢のさまざまな要因による物価高騰や感染症の影響が長期化する中、経済的に困窮し、社会的孤立の状態にある方々は厳しい生活環境にあります。生活福祉資金コロナ特例貸付の償還が2023年度から開始されましたが、引き続き生活再建が困難な方が数多くいます。

また、借受人のなかには償還免除等の手続きが行えていない人や、支援が必要な状態であっても自立相談支援機関等の相談窓口につながっていない人も多くいます。こうした人々に支援を届けていくためにも、多機関が連携した相談支援やアウトリーチ等、支援に繋がるためのきっかけづくりが求められています。

本助成では、そのような生活にお困りの方へ生活相談時に配布するための食料・日用品の整備や、これらの配布を通じたアウトリーチ等の活動を対象に緊急的な支援を行う団体に助成します。

2. 実施主体

社会福祉法人 長野県共同募金会

3. 助成事業の対象期間

令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

4. 応募の対象となる団体

- ・長野県内で活動する社会福祉法人・福祉施設、生活困窮者支援を行うボランティア団体・NPO、県及び市町村社会福祉協議会 等(法人格の有無は不問)
- ・団体としての活動実績が6カ月以上ある団体であること
- ・団体名義の振込口座を持っていること
- ・団体自らが独自の事務局を持っていること
- ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力 ※3 及び反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※3 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

5. 助成対象となる活動

物価高騰や感染症の影響の長期化等、社会情勢のさまざまな要因により、生活に困窮している方々を対象とする下記の活動を対象とします。

- ・食料や日用品の配布事業を通じたアウトリーチ、相談事業
- ・生活困窮に関する相談事業(電話代、SNS サービス利用料の通信運搬費等)
- ・生活相談に来られた方へ緊急的に配布する食料品・日用品等の整備、保管
- ・生活に困窮している方を把握するためのアプローチ、つながるためのきっかけづくり(アンケート、電話、訪問等)

助成金対象経費

基本的に活動(事業)に要する経費を対象とします(ただし事業にかかる人件費、謝金は対象外です)。

- ・消耗品・備品費(食料品、日用品、食料保管に係る冷蔵庫等)
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・旅費交通費 等

助成金対象外経費となるもの

- ・事業にかかる人件費、謝金
- ・食料品や日用品の配布のみを目的とした活動に要する経費(相談支援など他の支援活動と組み合わせた活動は対象とします)
- ・生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
- ・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ボランティア活動保険料(ボランティア行事用保険は助成対象とします)
- ・ボランティアの謝金(交通費などの実費弁償は助成対象とします)
- ・団体及び団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・助成対象期間(2024年4月~2025年3月)外の活動に関する経費

6. 1件あたりの助成金額

- ・1件あたりの助成金額は10万円以上とし、上限額は50万円とします。
- ・助成総額は270万円を予定しています。

7. 助成の決定

- ・本会において応募内容を確認し、決定します。
- ・審査の結果、応募額から減額して助成金額を決定する場合があります。

8. 応募方法・結果通知

(1) 応募期間・応募方法

- ・応募期間 令和6年(2024年)10月1日(火)~11月15日(金)
- ・応募方法 別紙「応募申請書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して電子メール又は郵送により本会にご提出ください。

【提出先】E-mail nkyobo@akaihane-nagano.or.jp

郵 送 〒380-0871 長野市西長野 143-8 長野県自治会館2階

(2) 助成決定・助成金の送金

助成決定通知は、11月下旬から12月上旬に郵送します。

助成金の送金は9(2)記載の報告書及び交付請求書が提出され、内容が認められた場合に送金いたしますが、事前交付が必要な場合はご相談ください。

9. 助成決定後のお願い

(1) 活動内容の紹介

多くの人たちから寄せられた募金を原資としておりますので、今回の助成金での取り組みを、団体のホームページやSNSなどで発信してください。

(2) 報告書及び交付請求書の提出

助成金による活動の終了後、1か月以内に報告書及び交付請求書(領収書等証拠書類添付)を提出してください。詳しくは決定通知によりお知らせいたします。

なお、事前交付を受けている団体からの報告内容が認められない場合は、送金済みの助成金を返還していただくことがあります。

また、助成決定した内容から変更が出てきた際は、必ずご相談ください。

10. 応募・問い合わせ先

本助成金についてご不明の点などがありましたら、お気軽にご相談ください。

TEL : 026-234-6813 E-mail : nkyobo@akaihane-nagano.or.jp

社会福祉法人 長野県共同募金会